

【氷見市】住宅の取得・改良に対する支援制度

担 当 課	制 度 名	助 成 条 件 等	補助額・融資額	HP	問い合わせ先 電話番号
都市計画課	氷見市木造住宅耐震改修等支援事業補助金	①木造の一戸建て、階数が2以下のもの ②建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの ③在来軸組工法によるもの ※別に、被災住宅の建替え及び耐震改修も対象となる場合がある。	耐震改修のための計画策定費の2/3(20万円以内) 工事費の4/5(100万円以内)	https://www.city.himi.toyama.jp/gvosei/soshiki/toshikeikaku/4/9632.html	0766-74-8079
移住定住推進課	氷見市定住マイホーム取得支援補助金	住宅の取得時において次のいずれかに該当するもの(新築、中古ともに可)。 ①市内居住者 子育て世帯又は新婚世帯に属する方、居住誘導区域内で住宅を取得した方、取得した住宅で三世代同居(近居)をする方 ②転入者 市内に転入した日以後2年を経過しないものであって、当該転入した日直前1年間に市内に居住していなかった方	①補助上限額60万円 ②補助上限額140万円 新築の場合、取得費用の1/10以内 中古の場合、(当該住宅の土地を含む)取得費用の1/2以内	https://www.city.himi.toyama.jp/gvosei/soshiki/iutejiu/1/1653.html	0766-74-8190
移住定住推進課	氷見市住宅リフォーム支援補助金	次のいずれかに該当すること ①市外から転入し、空き家を取得し、居住のためのリフォームをした者 ②三世代同居のために住宅のリフォームをした者 ③子育て・新婚・30歳未満の世帯で空き家を取得し、居住のためのリフォームをした者。	①補助上限額100万円 ②③補助上限額最大50万円 リフォーム費用の1/2以内	https://www.city.himi.toyama.jp/gvosei/soshiki/iutejiu/1/1657.html	0766-74-8190
福祉介護課	在宅重度身体障害者住宅改善費補助金	・身体障害者手帳が1級又は2級で、視覚障害者若しくは肢体不自由の方 ・内部障害を有し、車いすの交付を受けている方 ・療育手帳Aの方 ※世帯の所得税が287,500円以下であること	所得税非課税世帯:90万円以内 所得税課税世帯:60万円以内	https://www.city.himi.toyama.jp/gvosei/soshiki/fukushikaigoka/6/3/675.html	0766-74-8113
福祉介護課	日常生活用具住宅改修費給付事業	学齢児以上で、下肢・体幹機能障害又は乳幼児期以前の脳病変による運動機能障害3級以上の者	20万円以内 一般世帯は1割負担、低所得世帯は負担なし	—	0766-74-8113
福祉介護課	高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業	【対象者】 ・市内に居住する高齢者(60歳以上)、障害者(身体障害1～4級、療育手帳A)と同居する者 ①専用居室等の増改築 ②浴室・トイレ等の増改築・改造 ・市内に居住する、ひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯の75歳以下の高齢者 ③専用居室・浴室・トイレ等の増改築・改造 【貸付条件】 ・市税を完納しており、貸付資金の返済能力を有すると認められること ・(返済能力があり申請者と同一の世帯に属しない)連帯保証人2名 ・③については、別途要件あり	融資限度額: ①300万円 ②150万円 ※①②をあわせた増改築・改造でも、300万円が上限 利率:年1.0% 返済期間:10年以内で元利均等に毎月返済	—	0766-74-8111
農林畜産課	氷見産木材活用促進事業	①市内で自ら居住又は利用するため氷見産木材を3㎡以上使用しての新築・増改築 ②市内で自ら居住又は利用するため氷見産木材を1㎡以上使用しての内装木質化(リフォーム)等	使用される氷見産木材1㎡あたり2万円(上限60万円以内)	https://www.city.himi.toyama.jp/gvosei/bijinesu_sangvo/sangvo/3/2898.html	0766-74-8097
上下水道課	浄化槽設置整備事業	【補助対象区域及び補助対象者】 公共下水道・農業集落排水事業・特定環境保全公共下水道・漁業集落排水事業の認可等区域以外の区域で、主として居住の用に供する住宅において浄化槽を設置しようとする者 ※補助金の交付決定前に着工した場合は補助対象外となる。 ※次のいずれかに該当する者は、補助対象外となる。 (1)浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けずに浄化槽を設置しようとする者 (2)借家等において浄化槽を設置しようとする者で、貸主の承諾が得られないもの (3)浄化槽の更新又は家屋の新築(既存単独処理浄化槽又はくみ取り槽から浄化槽へ転換する場合を除く。)に伴い、浄化槽を設置しようとする者(次に掲げるものを除く。) ア 災害に伴い浄化槽の更新をする者 イ 他の市町村から転入して家屋を新築する者 ウ 世帯から分家独立して家屋を新築する者 エ 集合住宅又は賃貸の戸建て住宅から転居して家屋を新築する者 オ 下水道を使用していた住宅から転居して家屋を新築する者	①5人槽:39.0万円 ②7人槽:47.4万円 ③10人槽:66.0万円 ④11～20人槽:100.2万円 ⑤21～30人槽:154.5万円 ⑥31～50人槽:212.9万円 ⑦浄化槽設置に伴い、既存単独処理浄化槽の撤去が必要な場合の撤去に要する費用への補助:12.0万円(限度額) ⑧浄化槽設置に伴い、くみ取り槽の撤去が必要な場合の撤去に要する費用への補助:9.0万円(限度額) ⑨浄化槽の設置に伴い使用を廃止する既存単独処理浄化槽の、洗浄・消毒等の公衆衛生上適切な措置を講じての雨水貯留槽等への再利用に要する工事費用への補助:9.0万円(限度額) ⑩既存単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換において宅内配管工事(新築及び増改築に係るものを除く。)が必要な場合の工事に要する費用への補助:30.0万円(限度額)	https://www.city.himi.toyama.jp/gvosei/kurashi/loge/4/2302.html	0766-74-8207
上下水道課	浄化槽整備推進モデル地区事業	【設置者】 浄化槽設置整備事業と同じ 【浄化槽整備推進協議会】 公共下水道・農業集落排水事業・特定環境保全公共下水道・漁業集落排水事業の認可等区域以外の区域の自治会又は自治会内部において浄化槽整備推進協議会を設置、浄化槽整備計画(浄化槽整備率を5年間で80%以上)の策定※補助金交付決定前の事業着手は補助対象外となる。	(設置者) ①5人槽:40.2万円 ②7人槽:51.2万円 ③10人槽:72.7万円 ④11人以上は、浄化槽設置整備事業と同額 ⑤浄化槽設置に伴い、既存単独処理浄化槽の撤去が必要な場合の撤去に要する費用への補助:12.0万円(限度額) ⑥浄化槽設置に伴い、くみ取り槽の撤去が必要な場合の撤去に要する費用への補助:9.0万円(限度額) ⑦浄化槽の設置に伴い使用を廃止する既存単独処理浄化槽の、洗浄・消毒等の公衆衛生上適切な措置を講じての雨水貯留槽等への再利用に要する工事費用への補助:9.0万円(限度額) ⑧既存単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換において宅内配管工事(新築及び増改築に係るものを除く。)が必要な場合の工事に要する費用への補助:30.0万円(限度額) (浄化槽整備推進協議会) ①協議会運営補助:1年につき5.0万円(限度額) ②浄化槽設置補助:1基につき10.0万円(限度額) ③初回検査料補助:設置した浄化槽に係る最初の法定検査に要する検査手数料の額に相当する額 ④目標達成加算補助:5～15万円 (地区整備率が、60%・70%・80%の各段階に達する毎に、1基当り5.0万円を追加補助)	https://www.city.himi.toyama.jp/gvosei/soshiki/igesuido/1/5/1244.html	0766-74-8207
上下水道課	水洗化促進事業補助金交付	補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えているもの (1)次のいずれかに該当する者であること。 ア 既設の便所を水洗便所に改造する家屋の所有者 イ 既設の便所を水洗便所に改造する家屋(所有者が当該改造について同意しているものに限る。)の使用者 (2)公共下水道又は集落排水施設の供用開始の告示の日から3年以内に特定金融機関から改造資金の貸し付けを受けていること。 (3)市税又は氷見市公共下水道事業受益者負担金、氷見市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金若しくは氷見市集落排水事業分担金を滞納していないこと。	・補助金の額 (1)告示日から改造資金の貸付を受けた日までの経過年数に応じ、特定金融機関に支払った利子額(延滞利子額及び保証料に相当する額を除く。)にそれぞれ①、②又は③に掲げる率を乗じて得た額 ①告示日から1年以内:100% ②告示日から1年を超え2年以内:75% ③告示日から2年を超え3年以内:50% (2)改造資金の貸付けを受けるために支払った保証料の2分の1に相当する額 ・補助金の交付の対象となる改造資金の限度額 150万円 ・補助金交付の期間 5年を限度	—	0766-74-8207